

東松島市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 申請受付要項

【受付期間】

令和2年5月16日（土）から同年7月31日（金）まで

【受付方法】

1 申請書類の提出

申請書類を次の宛先に「郵送」してください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、持参による申請は受け付けておりません。（やむを得ない場合のみ、窓口（鳴瀬庁舎1階リハビリ室）で対応します。）

<宛先>

〒981-0303 東松島市小野字新宮前5

東松島市役所 商工観光課 「商工振興・企業誘致係」 宛て

※ 切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載してください。

※ 送料は申請者側でご負担願います。

2 申請に必要な書類の入手方法

次の方法により、申請に必要な書類等を入手いただけます。

- ・ 東松島市のホームページからダウンロード
- ・ 東松島市商工観光課の窓口
- ・ 東松島市商工会の窓口

【お問合せ先】

ご不明な点はこちらにお問い合わせください。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓口での相談等は極力ご遠慮願います。

東松島市役所 商工観光課 「商工振興・企業誘致係」

電話番号：0225-82-1111（内線5151、2163）

受付時間：午前8時30分～午後5時15分（平日のみ）

※5月16日（土）、17（日）は開設しております。

東松島市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請受付について

I 協力金の概要

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、宮城県の要請又は協力依頼（以下「協力要請」という。）に基づいて施設の使用停止や夜間営業時間の短縮等をした事業者に対し、東松島市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下「協力金」という。）を支給します。

2 支給額

1 事業者当たり 30 万円（2 施設以上有する場合には 40 万円）

II 対象事業者

協力要請を受けた施設（店舗）を運営する事業者（大企業を除く）

※ 協力要請を受けた施設（以下「対象施設」という。）の一覧は、別表 1 のとおりです。また、宮城県及び東松島市のホームページでも確認できます。

※ 東松島市内の対象施設の休業等を行った場合が対象となります。この場合、市外に本社がある事業者も対象になります。

III 対象要件

協力金の支給を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たすことが必要です。

- 1 東松島市内に対象施設を有する事業者であること。
- 2 協力要請する期間（令和 2 年 4 月 25 日から令和 2 年 5 月 6 日まで）の全ての期間において、「休業」または「食事提供施設の場合は夜間営業の短縮」にご協力いただいたこと。
- 3 令和 2 年 4 月 24 日以前に開業しており、営業実態が確認できること。

（休業）

施設の使用停止及び催物の開催の停止

（食事提供施設の夜間営業の短縮）

夜 20 時から翌朝 5 時までの営業（酒類の提供は夜 19 時まで）を自粛し、従来の営業時間を短縮すること（終日休業を含む）。

IV 申請手続き等

1 申請書類

別表2の申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求められることがあります。また、提出いただいた申請書類の返却はいたしません。

2 申請書類の入手方法

次の方法により、申請に必要な書類等を入手いただけます。

- ・東松島市のホームページからダウンロード
- ・東松島市商工観光課の窓口
- ・東松島市商工会の窓口

3 申請の受付期間と方法

(1) 受付期間

令和2年5月16日(土)から同年7月31日(金)まで

(2) 受付方法

申請は、「郵送のみ」受付します。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、持参による申請は受け付けておりませんが、やむを得ない場合のみ、窓口(鳴瀬庁舎1階リハビリ室)で対応します。

<宛先>

〒981-0303 東松島市小野字新宮前5

東松島市役所 商工観光課 「商工振興・企業誘致係」 宛て

※ 切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載してください。

※ 送料は申請者側でご負担願います。

4 支給の決定・時期

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは協力金を支給します。また、協力金の支給は、6月上旬から順次支給していく予定です。

5 通知等

申請書類の審査の結果、協力金を支給する旨の決定をしたときは、後日、決定通知書兼振込通知書を発送いたします。

また、協力金の不支給を決定したときも、後日、結果についてお知らせします。

V その他

- 1 本協力金の支給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、東松島市は申請者に協力金の返金を要求し、申請者は支給された協力金とともに延滞金を支払うこととなります。
- 2 本協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、東松島市は、対象施設の休業状況や運営等の再開状況に関する検査、報告等を求めることがあります。

別表1 宮城県緊急事態措置に係る休業要請等一覧（主な対象・対象外施設）

種 類	施 設	休業要請等	備 考
遊興施設等	キャバレー	対象	
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
	スナック	対象	
	バー	対象	
	ダーツバー	対象	
	パブ	対象	
	個室付浴場業に係る公衆浴場	対象	
	性風俗店	対象	
	デリヘル	対象	
	アダルトショップ	対象	
	ストリップ劇場	対象	
	個室ビデオ店	対象	
	ネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	猫カフェ	対象	
	カラオケボックス	対象	
	射的場	対象	
	ライブハウス	対象	
	場外馬（車・舟）券場	対象	
大学・学習塾等	大学	対象	
	専門学校	対象	
	専修学校・各種学校	対象	
	日本語学校・外国語学校	対象	
	インターナショナルスクール	対象	
	自動車教習所	対象	
	学習塾（自習室を含む）	対象	
	英会話教室	対象	
	音楽教室	対象	
	囲碁・将棋教室	対象	
	空手教室	対象	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象	
	そろばん教室	対象	
	料理教室	対象	
	バレエ教室	対象	
	社交ダンス教室、ダンススクール	対象	
	体操教室	対象	
	オンライン授業	対象外	
	家庭教師	対象外	
	文教施設	幼稚園	対象
小学校		対象	
中学校		対象	
義務教育学校		対象	

種 類	施 設	休業要請等	備 考
文教施設	高等学校	対象	
	高等専修学校	対象	
	高等専門学校	対象	
	中等教育学校	対象	
	特別支援学校	対象	
運動・遊技施設	体育館	対象	
	水泳場（屋内・屋外）	対象	
	屋内のゴルフ練習場	対象	
	屋外のゴルフ練習場	対象外	屋内施設は、休止要請対象
	屋内のバッティング練習場	対象	
	屋外のバッティング練習場	対象外	屋内施設は、休止要請対象
	屋内の卓球場	対象	
	ボウリング場	対象	
	スケート場	対象	
	屋外のスノーボード練習場	対象外	屋内施設は、休止要請対象
	柔剣道場	対象	
	スポーツクラブ	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	
	マージャン店	対象	
	パチンコ屋	対象	
	ゲームセンター	対象	
	ビリヤード場	対象	
	テーマパーク	対象	
	遊園地	対象	
	ゴルフ場	対象外	
	陸上競技場	対象外	観覧席は、休止要請対象
	野球場	対象外	
	テニス場(屋内外)	対象外	
	弓道場	対象外	
	釣り堀	対象外	
	馬場	対象外	観覧席は、休止要請対象
サッカー場・フットサル場	対象外		
劇場等	劇場	対象	
	観覧場	対象	
	プラネタリウム	対象	
	映画館	対象	
	演芸場	対象	
集会・展示施設	集会場	対象	
	公会堂	対象	
	宴会場	対象	
	展示場	対象	住宅展示場については、集客活動を行い、来場を促すものが休業要請の対象
	貸会議室	対象	
	文化会館	対象	

種 類	施 設	休業要請等	備 考
集会・展示施設	多目的ホール	対象	
	研修所	対象	
	神社	対象外	
	寺院	対象外	
	教会	対象外	
博物館・ホテル等	博物館	対象	
	美術館	対象	
	図書館	対象	
	科学館	対象	
	記念館	対象	
	水族館	対象	
	動物園	対象	
	植物園	対象	
	ホテル	対象	「集会の用に供する部分」または「主たる目的が 行楽目的」の場合、休業要請対象
	旅館	対象	
住宅・宿泊施設	ホテル	対象外	「集会の用に供する部分以外」または「主たる目的が、 行楽目的以外（仕事等）」の場合、休業要請の対象外
	旅館	対象外	
	カプセルホテル	対象外	
	民泊	対象外	
	共同住宅	対象外	
	寄宿舎	対象外	
	下宿	対象外	
	ラブホテル	対象外	
	ウィークリーマンション	対象外	
	キャンプ場	対象外	
	コテージ	対象外	
商業施設	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	対象	
	ペット美容室（トリミング）	対象	
	貴金属（宝石類や金銀等）・天然石販売店	対象	
	住宅展示場（戸建て、マンション）	対象	
	古物商（質屋を除く。）	対象	
	金券ショップ	対象	
	古本屋	対象	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	対象	
	囲碁・将棋盤店	対象	
	DVD/ビデオショップ	対象	
	DVD/ビデオレンタル	対象	
	アウトドア用品・スポーツグッズ店	対象	
	釣具店	対象	
	ゴルフショップ	対象	
	土産物屋	対象	
	旅行代理店（店舗）	対象	
	アイドルグッズ専門店	対象	

種 類	施 設	休業要請等	備 考
商業施設	ネイルサロン	対象	
	まつ毛エクステンション	対象	
	リラクゼーションサロン	対象	法律に基づく届出を行っていない事業所は、休業要請の対象
	スーパー銭湯	対象	
	岩盤浴	対象	
	サウナ	対象	
	日帰り入浴施設	対象	物価統制令対象の銭湯以外は、休業要請の対象
	エステサロン	対象	
	日焼けサロン	対象	
	脱毛サロン	対象	
	写真屋	対象	
	フォトスタジオ	対象	
	似顔絵描き販売	対象	
	美術品販売	対象	
	展望室	対象	
	相談所、案内所	対象	
	楽器販売店	対象	
	医療施設	病院	対象外
診療所		対象外	
歯科診療所		対象外	
薬局		対象外	
鍼灸・マッサージ		対象外	「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」、「柔道整復師法」に基づく施術所の開設届出を行っている施設は、休業要請の対象外
接骨院		対象外	
整体院		対象外	
柔道整復		対象外	
社会福祉施設	保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)	対象外	
	放課後児童クラブ(学童保育)	対象外	
	障害児通所支援事業所	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	
	障害福祉サービス等事業所	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	
	婦人保護施設	対象外	
	その他の社会福祉施設	対象外	
生活必需物品販売施設	卸売市場	対象外	
	食料品売場(移動販売店舗含む)	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	
	百貨店(生活必需品売場)	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	
	ホームセンター(生活必需品売場)	対象外	
	ショッピングモール(生活必需品売場)	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	
	燃料店	対象外	
	靴屋	対象外	

種 類	施 設	休業要請等	備 考
生活必需物品販売施設	靴店	対象外	
	衣料品店	対象外	
	化粧品販売店	対象外	
	アパレル	対象外	
	眼鏡店	対象外	
	補聴器店	対象外	
	雑貨屋	対象外	
	文房具店	対象外	
	はんこ屋	対象外	
	酒屋	対象外	
	和菓子・洋菓子店	対象外	
食事等提供施設 ※（宅配・テイクアウト除く）	和菓子店・洋菓子店（食事提供施設に該当する部分）	夜間営業時間等の短縮要請	従来の営業時間を短縮し、朝5時から夜8時まで（酒類の提供は午後7時まで）の範囲内の営業とした場合や休業とした場合は、協力金の対象
	飲食店		
	料理店		
	喫茶店		
	タピオカ屋		
	居酒屋		
交通機関等	バス	対象外	
	タクシー	対象外	
	レンタカー	対象外	
	鉄道	対象外	
	船舶	対象外	
	遊覧船、ケーブルカー、ロープウェイ等	対象外	連休期間中の観光地におけるものは、休業要請対象
	航空機	対象外	
	物流サービス（宅配等を含む）	対象外	
	運転代行	対象外	
工場等	工場	対象外	
	作業場	対象外	
金融機関・官公庁等	銀行	対象外	
	消費者金融	対象外	
	A T M	対象外	
	証券取引所	対象外	
	証券会社	対象外	
	保険代理店	対象外	
	官公署	対象外	
	事務所（金融機関・官公庁に限らない）	対象外	
その他	手芸・裁縫用品店	対象外	
	理髪店	対象外	
	美容院	対象外	
	銭湯（物価統制令対象のもの）	対象外	
	貸倉庫	対象外	
	郵便局	対象外	
	メディア	対象外	

種 類	施 設	休業要請等	備 考
その他	貸衣装屋	対象外	
	不動産屋	対象外	
	結婚式場（貸衣装含む）	対象外	
	葬儀場・火葬場	対象外	
	質屋	対象外	
	獣医	対象外	
	動物病院	対象外	
	ペットホテル	対象外	
	たばこ屋（たばこ専門店）	対象外	
	ブライダルショップ	対象外	
	本屋	対象外	
	自転車屋	対象外	
	オートバイ屋	対象外	
	携帯電話ショップ	対象外	
	時計店	対象外	
	家電販売店	対象外	
	園芸用品店	対象外	
	修理屋（時計・靴・洋服等）	対象外	
	金物屋	対象外	
	鍵屋	対象外	
	100円ショップ	対象外	
	駅売店	対象外	
	家具屋	対象外	
	自動車販売店・カー用品店	対象外	
	自動車整備	対象外	
	花屋	対象外	
	造園業	対象外	
	ランドリー	対象外	
	クリーニング店	対象外	
	ハウスクリーニング	対象外	
ごみ処理関係	対象外		
農園	対象外		

別表2

申請書類について

<p>1 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付申請書兼請求書（様式第1号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手書きの場合は、全て黒色のペン又はボールペンで記載してください。 （消えるボールペンは不可） ・振込先の口座名義は、申請者の名義と同一の口座に限ります。
<p>2 誓約書（様式第2号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者の「氏名のよみ」、「生年月日」、「性別」を必ず記入してください。
<p>3 業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類（写し） ＜必要業種のみ＞</p> <p>対象施設の運営にあたり、法令等が求める営業に必要な許認可等を取得していることがわかる書類等（写し）を提出してください。 （例）飲食営業許可、風俗営業許可 等</p>
<p>4 営業実態が確認できる書類（写し） ＜3の営業許認可証を提出の事業者は不要です。＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の確定申告書の写し（過年度分でも可） （法人）法人税申告書別表1の写し （個人事業主）所得税確定申告書第1表の写し ※ 創業したばかりで申告時期を迎えていない場合は、「開業届」又は「法人設立届出書」を提出してください。 ※ 手元に確定申告書の写しがない場合は、「法人税、県民税・市町村民税の領収書の写し」と「帳簿又は営業日誌」の両方を提出してください。 ※ 収益事業を行っていない法人等は、下記書類の2つ以上を提出してください。 <ol style="list-style-type: none"> ① 設立届等、自身の事業について行政に届け出た書類 ② 団体規約 + 会員名簿 ③ 団体の活動実績が分かるもの（総会議事録 等）
<p>5 休業等が確認できる書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休業期間（営業時間、酒類提供時間の短縮含む）を告知したホームページの写し、休業期間を店頭に掲示したポスター、チラシの外観写真 等 ※ 休業する施設の名称や状況（休業期間）がわかるよう工夫してください。 ※ 対象施設が複数ある場合は、全ての施設について書類を提出してください。
<p>6 代表者の本人確認書類（写し）</p> <p>（法人） 法人代表者の本人確認書類（運転免許証、パスポート等）の写し （個人事業主）事業主本人の確認書類（運転免許証、パスポート等）の写し</p>
<p>7 振込先口座と口座名義がわかる通帳等（写し）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振込先の口座名義は、申請者の名義と同一の口座に限ります。 （法人の場合は当該法人名義、個人事業主の場合は事業主本人名義に限ります。） ・口座名義や口座番号等が記入されているページの写しをご用意下さい。
<p>8 提出書類チェックリスト</p>